

第 1 章 行動計画の策定にあたって

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の推進期間
- 4 計画の基本理念
- 5 計画を推進する上での基本方針
- 6 計画の推進体制
- 7 計画の進行管理と評価

1 計画改定の趣旨

我が国の出生数は長年減少を続けており、2016（平成28）年には100万人を割り込み、2018（平成30）年には91万8,400人と、1971（昭和46）年から1974（昭和49）年の第2次ベビーブーム期の200万人超と比べると約半分になっています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数（合計特殊出生率*）は、2018（平成30）年には1.42となっており、現在の人口を将来において維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回っています。

本県でも、出生数は年々減少しており、1975（昭和50）年に12,020人であったものが、2018（平成30）年には、4,998人と半数以下になっています。

このような状況のなか、県においては、急速に進行する少子化の流れを食い止めるため、2005（平成17）年3月に、徳島県次世代育成支援行動計画「徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定（2010（平成22）年3月に改定（後期計画））し、また2006（平成18）年には「徳島はぐくみ子育て憲章」、2013（平成25）年には「徳島県子どもはぐくみ条例」を制定しました。更に、2015（平成27）年3月には「第2期徳島はぐくみプラン（前期計画）」を策定し、子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える社会づくりを目指して、各種の少子化対策に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

しかしながら、現代日本では、ライフスタイルの変化や長く続いた不況の影響による非正規雇用の増加をはじめ、厳しい労働・雇用環境などを背景に、「未婚化」、「晩婚化」、「晩産化」が進むとともに、「核家族化」、「地域の間人関係の希薄化」により、家庭の中で「孤立した育児」が進んでいると言われており、子育てにおける経済的・心理的負担が増大しています。我が国の少子化は、これらの要因が重なり合っていると考えられます。

加えて、近年、深刻な児童虐待事案や相談件数が増加し、子どもが被害者となる事件、事故が頻繁に報じられるなど、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

国は、進行を続ける少子化に歯止めをかけるため、「働き方改革」を推進するとともに、2019（令和元）年10月から「幼児教育・保育の無償化*」を開始し、子育て家庭の負担軽減に大きく踏み出しました。

こうした時代の潮流や今日的な課題に的確に対応するため、「第2期徳島はぐくみプラン（前期計画）」を改定し、少子化対策を加速させるとともに、徳島の未来を担う人材を育成することにより、持続可能な地域社会の実現を図ります。

2 計画の位置づけ

この計画は、徳島県子どもはぐくみ条例第12条第1項に基づき定めた徳島県の次世代育成支援行動計画であり、次世代育成支援対策推進法*第9条第1項に規定する都道府県行動計画に位置付けます。また、これまでの行動計画である「第2期徳島はぐくみプラン（前期計画）」における取組みと継続性を保ちつつ、これから本県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を定めたものです。

徳島県子どもはぐくみ条例

第12条 知事は、子どもはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の推進期間

この計画では、次世代育成支援対策推進法*に基づき、5年を一期として策定することとし、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までの10年間を前期5カ年間と後期5カ年間に区切り、その後期（2020（令和2）年度から2024（令和6）年度）における取組みをまとめています。

なお、計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の基本理念

子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島を目指す

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく徳島の宝です。

子どもたちの笑顔があふれ、一人ひとりがいきいきと輝いていて、子どもたちを見守る親や周りの人達にも、子育ての喜びや楽しさが満ちあふれている社会の実現を目指し、次世代育成支援対策に係る施策を総合的に推進します。

5 計画を推進する上での基本方針

基本理念にのっとり、各分野における取組みを推進していくに当たり、次に掲げる3つの基本方針のもとに分野毎の主要課題を整理し、実効性のある施策を展開していきます。

また、持続可能な環境や社会の実現に向け、2015（平成27）年9月の国連総会で採択された「持続可能な」開発目標（SDGs）の達成に貢献するため、当計画に掲げた基本方針や主要課題とSDGsとの対応関係を明らかにします。

基本方針Ⅰ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり

少子化対策を実効性のあるものとするには、結婚、妊娠・出産から子育てまで、各段階に応じた切れ目のない支援を総合的に行うことが重要です。未婚の若者への将来設計の機会提供や、結婚を望んでいる人々の様々なニーズにきめ細やかに応え、希望がかなう環境づくりを進めます。また、子育て家庭の保育・教育に係る経済的負担や育児の悩み・不安などの心理的負担の軽減を図ります。

国の「幼児教育・保育の無償化」が開始されたことを踏まえ、保育の提供体制や人材確保を着実に進めるとともに、一時預かりや放課後児童クラブなど、多様なサービスの充実に取り組みます。

厳しい生活を送っているひとり親家庭が自立し、安心して子育てできるよう、子どものキャリアプランの形成や学習支援、親の就労、家庭生活に至るまでトータルなサポートを展開します。

基本方針Ⅱ あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり

安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するには、子育て世帯が働きながら、家族と過ごす時間を十分持つことができるワーク・ライフ・バランスの確立が不可欠です。長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などの「働き方改革」を推進し、男女の別に関係なく、労働時間や休暇を柔軟に選択でき、育児休業からの円滑な職場復帰や、子育て等のために離職した女性の再就職の機会に恵まれた社会の実現を目指します。

また、女性が、希望に応じて社会の中で活躍できるよう、現在、多くの女性が抱えている育児の負担を軽減するため、男性の育児参画を促進するほか、子育てを、行政や企業、地域、学校、家庭などのあらゆる主体が協働して支える「子育て協働支援社会」の構築を目指します。

このほか、子どもを犯罪や事故から守り、安全で安心かつ快適な生活環境の整備を推進します。

基本方針Ⅲ 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり

子どもや若者が、学校や地域、徳島の豊かな自然や特色ある文化、様々な人々との交流などの体験を通じて心豊かに成長し、将来、自立した生活を営み、主体的に社会で活躍する人材や親となることができるよう、多彩な教育や経験の機会を提供します。

若者が安心して経済的に自立できるように、キャリア感の形成や職業体験、社会人としての知識やスキルの習得などの機会を提供するとともに、就労を支援します。

貧困や障がい、養育者の不在、いじめ、ひきこもりなど、困難な事情を抱えた子どもや若者を誰ひとり取り残すことなく、自立に向けて支援する取組みを充実させるとともに、子どもたちが安心できる居場所づくりや地域全体で子ども・若者を育む環境整備に取り組み、子ども・若者が自らの生活の中に幸せを実感し、生まれ育った故郷を愛し、そこに住みたいと思うような徳島をつくりまします。

基本方針、主要課題とSDGsの対応関係

基本方針	主要課題	対応するSDGs
I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう環境づくり	1 結婚の希望をかなえる支援の展開	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに
	2 妊娠・出産・乳幼児支援の充実	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに
	3 多様な子育て支援の展開	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も
	4 ひとり親家庭の自立の支援	1 貧困をなくそう 8 働きがいも経済成長も
II あらゆる主体が協働して子どもを育む社会づくり	1 仕事と子育てを両立できる環境づくり	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを
	2 女性の社会活躍と男性の育児参画の推進	5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も
	3 地域社会による子育て支援	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
	4 安全・安心で快適なまちづくりの推進	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
III 子どもや若者が幸せを実感し、住みたいと思う地域づくり	1 子ども・若者の健全育成の推進	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを
	2 若者の経済的自立への支援	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も
	3 困難な環境に置かれた子ども・若者への支援	1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公正をすべての人に
	4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援	4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう

OSDGs達成すべき17のゴール

1 貧困	7 エネルギー	13 気候変動
2 飢餓	8 経済成長と雇用	14 海洋資源
3 保健	9 イノベーション	15 陸上資源
4 教育	10 不平等	16 平和
5 ジェンダー	11 都市	17 実施手段
6 水・衛生	12 生産・消費	

●SDGsとは？

2015（平成27）年、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標のこと。2030（令和12）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成されています。

6 計画の推進体制

行動計画の推進に当たっては、行政はもとより、企業、地域、学校、家庭をはじめ、県民一人ひとりがその重要性を認識し、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携・協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくことが求められています。

(1) 県における推進体制

学識経験者や関係団体の代表者、公募委員等から構成される「徳島県少子化対応県民会議」から幅広く意見を伺いながら、社会全体で子育て支援に取り組む環境づくりを進めるとともに、県の横断的な庁内組織である「徳島県少子化社会対策推進会議」において、各種施策の総合調整を行い、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 市町村との連携・協働

市町村は、保育や教育等の子育て支援事業の実施主体として、事業の効果や住民ニーズを見定めながら、施策を実施していくことが求められています。県においては、各市町村と緊密な連携を図りながら、計画の推進を図っていきます。

(3) 企業の役割

企業は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を図る上で、大きな役割と責任を担っています。一般事業主行動計画等に基づき、育児休業制度の普及・定着や働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められています。

(4) 地域の役割

地域社会は、子育て家庭や子どもの豊かな育ちを支えていくための大切な場です。近隣や自治会、NPO法人（特定非営利活動法人）、子育てサークル等の団体が相互に連携を図り、地域全体で積極的に子育て家庭を支援するとともに、子どもの遊び場や居場所の提供、安全対策に取り組むなど、子どもたちの健全育成を支える役割を果たすことが求められています。

(5) 学校等の役割

学校、幼稚園、保育所は、子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携を図りながら、心身ともに健やかに育つことのできる環境づくりを進めるとともに、豊かな人間性や社会性を育み、「いのち」や「人権」を大切にする心を養う教育や保育の実践が求められています。

(6) 家庭の役割

家庭は子どもが育つ上で生活の基礎を形成している場所であり、極めて重要な役割を担っています。家庭を通じて、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、親同士が互いに家事や育児を担うなど、家族の絆を大切にしていくことが重要です。

7 計画の進行管理と評価

計画の実効性を上げ、施策の改善に繋げていくためには、定期的に評価・検証を行い、住民の満足度の向上や施策の進捗状況について、住民や関係機関等による見直しを図るマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を活用し、適切な進行管理を行う必要があります。

P D C Aサイクル

具体的な目標を定め（P L A N：企画）

それに沿った活動を行い（D O：実施）

その結果を目標と照らし合わせて点検し（C H E C K：評価・検証）

次年度の新たな企画立案に反映していく（A C T I O N：改革・改善）

(1) 評価指標の設定

計画の推進により、基本理念や重点目標を達成できたかどうかを評価するため、次の4つを計画全体の評価指標とし、徳島県子どもはぐくみ条例及び次世代育成支援対策推進法*に基づき設置している徳島県少子化対応県民会議において、適切に評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、計画の改善に努めます。

（計画全体の評価指標）

1. 重点目標の達成状況
2. 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
3. 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合
4. 希望出生率1.8の実現に向けた県の合計特殊出生率の状況

(2) 実施計画の公表

計画の進捗状況及びその評価については、徳島県少子化対応県民会議に報告し、意見を求めるとともに、ホームページ等により公表します。